

福岡地方裁判所委員会（第51回）議事概要

1 開催日時

令和元年7月16日（火）午後3時00分から午後4時40分まで

2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

3 出席者

（委員）

平田豊委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，大場信恵委員，小林康夫委員，相田安浩委員，武富可南委員，建元亮太委員，松原妙子委員，森村純子委員，山口朋宏委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島隆介事務局長，甲斐圭司郎人事課長，田畑公昭経理課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

福田誠二郎総務課長，白石真洋総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

・ 新任委員の紹介

前回の委員会開催後に新たに任命された建元委員及び武富委員が紹介された。

・ 福岡地方裁判所における職員採用広報について，甲斐人事課長から概要説明

◇ 裁判所において実施している採用試験について，近年の採用試験の状況及び採用広報の実情と課題について説明した。

・ 意見交換

□ 委員の皆様が所属している組織での工夫等も踏まえて，裁判所の採用広報に関する課題等について，御意見を伺いたい。

○ 採用試験の状況に関して，全国や福岡において平成28年に試験申込者数が，急激に落ち込んでいる点について分析はしているのか。

- ◇ 正確な原因までは分からない。様々な要因が考えられるところではあるが、例えば、他の採用試験と日程が重なっていた、とか景気の問題なども考えられる。
- ◎ 福岡地裁で採用されたら、県外への転勤はないのか。
- ◇ 基本的には、福岡高裁管内で採用された県の中での異動になる。ただし、管理職等になるともう少し幅広く異動することになるため、その旨の説明は受験者にも行っている。
- ◎ 最近の受験者には転勤を嫌う方や、少子化により地元を希望する方が多いというような傾向があるのではないか。国家公務員というイメージから、全国異動しなければならないと誤解している人もいるのではないか。そうではないという点をアピールできればよいと思う。
- ◇ 最近の受験生が異動を嫌う傾向にあるというのはご指摘のとおりで、説明会等においても異動の範囲等を丁寧に説明するようにはしているが、今後もしっかり伝えていかなければならないと考えている。
- 自分が育った校区には裁判所の官舎があり、4月には必ずどなたかが転校していたため、裁判官の異動のサイクルが非常に短いというイメージがあった。裁判所を利用する国民の視点からしても、裁判所の一般職の方については、希望地で採用され、その後も同じ方が継続して事務にあたっていただけ、ということを伝えていただければと思う。
- 九州管内では福岡がそうであるが、希望者と採用数の関係から、希望しても採用されにくい地域もある。そのため、必ず地元で採用されるというような点をアピールしていくことが難しい面もある。
- 勤務時間については、1日7時間45分ということだが、超過勤務がどれくらいあるのかを教えてください。
- ◇ 超過勤務の関係では手元に資料を持ち合わせていない。
- なぜそのような質問をしたかという点、労働組合で把握している労働者の

現状として、現在の新規採用者は以前のように賃金が高いとか、働き甲斐があるとか、やりがいがある職場というものを望んでいる人が、少なくなってきたようだからである。裁判所における新卒の給与については、国家公務員であることから少なくはないし、やりがいも十分あると思うが、今の学生に聞くと、やはり福利厚生が充実しているとか、残業がないとか、言葉は悪いが楽をして働ける職場を望んでいる傾向が進んでいるように思う。転勤という点においても、地元志向の傾向が強くなり、正社員は転勤があるから嫌だ、非正規社員であれば地元で働けるからいい、といった考え方の人も増えてきている。そういった状況であるから、働きやすい職場ということをアピールするための重要な要素のひとつである超過勤務の実態が気になったので質問した。

- 裁判所職員は国家公務員であるから、いわゆる超過勤務時間の上限規制があり、無駄な超勤はなくそうということにも取り組んでいるところである。
- ◇ 年次休暇の取得日数については、裁判所では平成29年度で職員一人当たりの年次休暇取得日数が、16.7日となっており、同じ時期の他の国家公務員の平均が13.8日、民間企業は9.0日（平成28年度）であるのと比べると、年次休暇の取得日数は多い状況にある。
- 受験申込者が減少しているという点については、国家公務員の志願者全体が下がっているということではないのか。公務員全体が平成28年度に大幅に減少していないのに、裁判所だけが下がっているとしたらその理由が気になる。大学にも採用説明会に来ていただいているようだが、例えばそのとき学生はどのような質問をしているのか。
- ◇ 詳細な質問までは把握していないが、裁判所からの説明の中でアピールポイントとして、仕事内容、魅力、やりがいといったところ、あるいは裁判所書記官、裁判所調査官になるための仕組みのところ、働きやすさの三点についてアピールしている。これらのことは説明会での質問等が出ると聞いている。

るところである。

- 裁判所職員として採用されるためには、一般の公務員の勉強の他にしなければならぬ特殊な科目等が必要ということはないのか。採用試験が難しい割には、採用される人数が少ないというようなことはないのか。
- ◇ 現在の試験では専門試験の選択科目として、以前のように法律科目だけでなく経済理論といったものもあり、他の公務員試験の勉強をしながら裁判所を受験することについても難しくはなくなっていると考えている。
- そのあたりが広く学生に周知されているといいような気がする。
熱心な法学部の学生と話すのだが、裁判所を受験するという学生がいない。
- ◇ 裁判所が少量退職期で採用が少なかったことは確かで、また、受験生の地方志向が強くなってきたということもあり、地方公務員の試験と裁判所の試験が重なるとそちらに逃げて行ってしまった可能性も考えられる。最近では他の公務員試験と競合しないような試験日が設定されている。
- 裁判所を受験する方は、一般の公務員試験も受けている人が多いのではないかと思う。また、裁判所は敷居が高いとか、なかなか受からないというようなイメージを持っている人も多いのではないかと思う。裁判所の職員がどのような仕事をしているのかがよく分からない、ということとも相まって、法学部の学生にも裁判所についての理解が深まっていないということも考えられる。
- ◎ 採用試験は福岡以外でも受験できるのか。
- ◇ 受験については、福岡市以外でも全国の主要都市で行われている。
- ◎ 東京で受験して福岡での採用を希望することもできるのか。
- ◇ 可能である。
- そのような便宜が図られている方が受験しやすいだろうと思う。
- 試験科目等を見ると、やはり法学部の学生が受験しやすいのではないかと思う。他の学部の方が受験しやすいように試験内容を考慮されているのは良

- いと思うが、やはり法学部の学生に対する広報活動を中心として、法学部からより多くの方に受けていただくことが望ましいと考える。高卒者からの採用が採用全体に占める割合はどうなっているのか。
- ◇ 割合としては大卒以上の区分の採用がほとんどであり、高卒者区分は少ない。
 - 高校に対しても、PRはしているのか。
 - ◇ 当庁では、高校に出向いての説明はしていないが、パンフレットや試験案内の配布は行っている。
 - 高卒者に対しても門戸を広げているのであれば、高校生にこういった仕事があるということのPRを積極的にしていくとよい。
裁判所のHPにはパンフレットにあるような、先輩たちの話や体験談なども掲載されており、一般の企業とそれほど変わらないように見受けられた。
いかに大学の就活生の皆さんに見ていただくかが大切であり、裁判所の仕事など身近なことを入れたりする必要がある。
 - △ 受験者数がずっと低迷しているのは、どこと競合しているのか。例えば公務員全体なのか、司法だけの問題なのか、司法の中の職種なのか。パンフレットの内容を見ると、職場環境は医療関係者よりずっと恵まれている。どうして受験者数が落ち込んだりするのかという点に疑問を感じた。
 - ◇ どこと競合していたかという点について正確なデータはないが、個人的な感想をいうと、県や市などの地方公務員ではないかと感じている。県職であれば県の中で働くことになり、市であれば市の中だけで働き、異動についても限られてくるため、そのようなことが原因になっているのではないかと思う。
 - 不況を脱し、就職事情が良くなったのではないか。公務員でなければならぬという事情がなくなったのではないか。
 - ◇ 民間の就職状況などが影響しているのは確かだと思う。

□ 国家公務員全体の受験者数も減ってきているのは間違いないと思う。

裁判所は堅苦しく世間とも隔離しているというイメージがあり、このようなイメージが今の若者から毛嫌いされているのかもしれない。安定している公務員よりも、もっと自由に働ける職場を希望しているのではないか。

◎ 女性にとっては働きやすい職場であると思う。出産しても働くには良い環境だと思う。

○ 応募者が減っては来ているが、優秀な人材は入ってきているのか。応募者数と実際に採用された人材の質との関係はどうか。

◇ 職員の質に関しての客観的なデータはないが、裁判所の採用試験は競争試験であることから、ある程度の受験者がおり、ある程度の倍率がないと、一定の質を維持できないという側面がある。近年の採用試験の倍率をみると、申込者数の減少に伴って倍率も下がってきており、現状において職員の質に問題が生じているということではないが、こういう傾向が続いてくると試験で質を維持していくことは難しくなることも考えられる。一般職の大卒者試験の倍率でいうと、平成26年は24.7倍であったところ、平成30年の同じ試験では11倍まで落ちてきており、そのような点も含め危機感を募らせているところである。

○ 競合している地方公務員について、県では民間の経験者枠というものがある。国の試験なので簡単にはいかないだろうが、新卒者だけではなく、いくつかのルートを作ってもいいのではないかと思う。家庭裁判所調査官などについては、様々な経験をしてきた方が受験できたほうが、多彩な人材の確保につながるのではないか。大学生のことばかり話が出ているが、中学生や高校生の職場体験やキャリアセミナーなども実施してみてもどうか。裁判所でも小学生向けの見学会などは夏休みに実施しているようであるが、県弁護士会では中高生向けの法曹三者との座談会なども行われており、裁判所においても中高生向けにそのような企画を考えてもいいのではないかと思う。

- 中高生が裁判傍聴などに来た場合、裁判所職員の採用について説明することもあるが、法教育という観点で行っていることから、裁判所職員というより、裁判所に慣れてもらうという観点から考えていこうと思う。
- 裁判所においては様々な職種があり、それらの人々が法に携わっていくということが理解されればいいのではないかと思う。学生の中でも志の高いものはたくさんいると思う。大学においても、受験者数が減少すると優秀な人材が確保できないという観点から、職員一同広報活動に力を入れいろいろなところに出向き、受験者数を確保することに努めている。広報活動に大学から来ているという情報が流れると、それを聞きつけて、学生が集まり受験者数の向上に繋がったのではないかと思う。広報のやり方の工夫は大事だと思う。
- ◎ 検察庁の採用に関しては、裁判所の状況と大きくは変わらないのではないかと思う。裁判所を受験する人とも重なっていると思う。認知度の低さは問題であると感じている。世間的には裁判所は裁判官がいるところ、検察庁は検察官がいるところという認識が強いが、それぞれ裁判官や検察官だけでは裁判等は行えないのであって、検察事務官に支えられて成り立っているという認知度が低い。認知度を上げることはなかなか難しいが、テレビドラマなどで取り上げてもらうと注目度は上がる。例えば、有名芸能人が検察官と検察事務官の主演のドラマがあったときは、だいぶ認知度が上がったと思う。
- ◎ 裁判所事務官や裁判所書記官が具体的にどのような仕事をしているのか、という職種の認知度の低さが受験者数に影響しているのではないかと思う。そこを浸透させていくと良いと思う。認知してもらうということは、採用に直結するものでなくても必要になってくるのではないか。法教育の場面で、裁判所というのはどういう人達がいる、どういう仕事をしているのか、役割分担はどうなっているのかを、地道に浸透させていくと、希望者の増加にも繋がっていくのではないかと思う。

△ 専門職を中心とした職場，例えば医療の現場ではドクターは資格があるが，他のスタッフについても様々な資格を持っており専門職の集団となっており事務職は少ない。裁判所では事務の人の比重が非常に高いことが分かった。裁判所のイメージをアピールすることがたくさんあると思う。もっと自由な人材がいても良いのではないかと感じる。

□ 採用広報に関しては，本日の意見交換に限らず，様々な場所，機会を通じて引き続きご意見を伺っていきたいと考えている。

・ 次回委員会（第52回）の予定

□ 次回テーマについて，予め裁判所からお示した「裁判員制度広報について」「民事訴訟手続のIT化について」に加え，委員の皆様から頂いたテーマも加え，現在の地裁委員の半数以上が交代される予定となっていることから，新しい委員の方々にもご意見を伺いたうえで，決めたいと考えている。

○ 新庁舎になって，受付案内がわかりにくい，一般の方にどの様に案内できるかということテーマにしていただければと思う。

□ 次回期日についても，新しい委員の皆様のご都合も踏まえ，日程調整をさせていただきます。

以 上